

警察署協議会議事概要

| | |
|------|--|
| 協議会名 | 神奈川県小田原警察署協議会 |
| 日時 | 令和6年4月12日（金）午後2時から午後4時10分までの間 |
| 場所 | 神奈川県小田原警察署 |
| 出席者 | <p>1 警察署協議会側 会長 夏目芳夫、副会長 田村正美、副会長 小澤摂子 委員 石塚達義、川口博三、村山一郎、市川麻美、西島庸吉、中山智子、矢島佳世 山本博文、小林美由紀、秋山実 計13人</p> <p>2 警察署側 警察署長 永野進、副署長 篠生直巳、地域担当次長 庭田慎也、刑事担当次長 吉浦剛、 交通担当次長 小山忠克、調査官 北村輝樹、生活安全課長 秋山剛、警備課長 風巻和弘 計8人</p> |
| 議事要旨 | <p style="text-align: center;">警察署協議会からの答申等に対する措置結果の説明</p> <p>前回諮問「集合住宅に対する巡回連絡の効果的な実施方策について」</p> <p>1 集合住宅訪問前の住民に対する巡回連絡カードの活用方法や必要性についての説明が不足していると思われるので、あらかじめ管理組合、自治会等に対し巡回連絡カードの活用方法、必要性について根気よく説明を続けてもらいたい。</p> <p>2 あらかじめ管理組合から住民に対し、共有のエントランスでの面談日時等をメール連絡してもらい、後日エントランスにおいて個別にパーテーションで区切るなどして個別面談をしてもらった方が良い。</p> <p>との答申を受けて</p> <p>1 地域課員に対して巡回連絡の趣旨を住民の皆様に細かく説明して理解を求めようそれぞれに合わせた具体的な教養を行った。 当署独自作成のチラシを活用するほか、管理組合や自治会の役員を対象に重点的に実施するよう指導した。</p> <p>2 マンション、コンビニ、自治体の掲示板や回覧板へ交番だより、チラシの掲示や回覧板に差し込むなどの協力が得られた。</p> <p>3 「あらかじめ集合住宅の管理組合から住民に対し、共有エントランスでの面談日時等をメール連絡してもらい、後日エントランスにおいて個別にパーテーションで区切るなどして個別面談をしてもらった方が良い。」との答申について検討した結果、同方策については、巡回連絡ではなく防犯講話等に分類されるものであった。 しかしながら、防犯講話を含め今後の対策について活用できるものと思われることから、住民への連絡を依頼し、エントランスや集会室に集まってもらうことが可能なマンションなど集合住宅があるか調査を行った結果、大半は協力が得られるとの回答を得た。 今後、今回把握できた情報をもとに警察が行う関係各課の各種講話やイベントなどの際に活用していくこととした。 などを説明した。</p> |

諮問

「特殊詐欺の検挙方策」について

答申

- 1 警察が検挙するために金融機関、コンビニ等に対し、これまで通り新手の手口の周知や教育を徹底してほしい。
- 2 コンビニでのアップルカードなどのカード購入に際し、1万円以上購入の場合は、購入者に住所、氏名、電話番号を書いてもらうことは可能であれば店や会社にやってもらいたいとの意見である。

業務説明

令和6年1月から3月までの業務推進状況及び令和6年4月から7月までの業務推進重点について説明した。